

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

① 国の森林・林業再生プラン

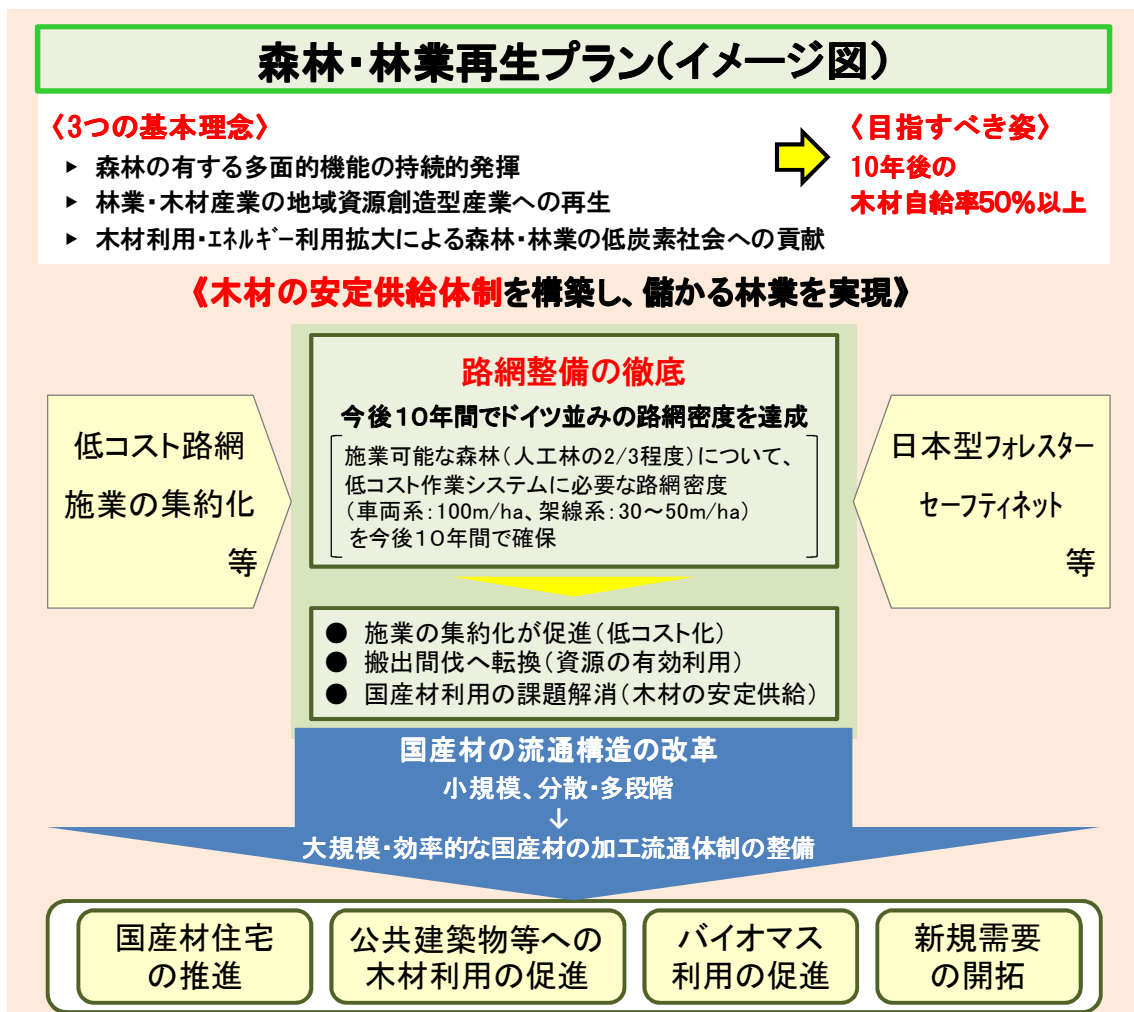
国内における森林は生産時期を迎えつつあるのに対し、平成21年の国産材供給量は、総需要量に占める割合（木材自給率）が28.2%と低い状況です。

また、森林保全においては無秩序な伐採、造林未済地の発生、里山林の放置や野生鳥獣による森林被害が見受けられます。

そして、林業においては、施業集約化や路網整備、機械化、木材の安定的な供給体制の整備が不十分で、未利用間伐材等が大量に発生するなど、森林・林業を取り巻く情勢は厳しい状況です。

そこで、国では平成21年12月に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率50%以上を目指すべき姿として掲げられました。

このプランでは、森林の有する多面的機能の発揮並びに先人たちが築き上げた森林資源を積極的に活用し、効率的な森林施業と木材の安定供給および木材利用拡大に向けた体制の構築を図ることとしています。



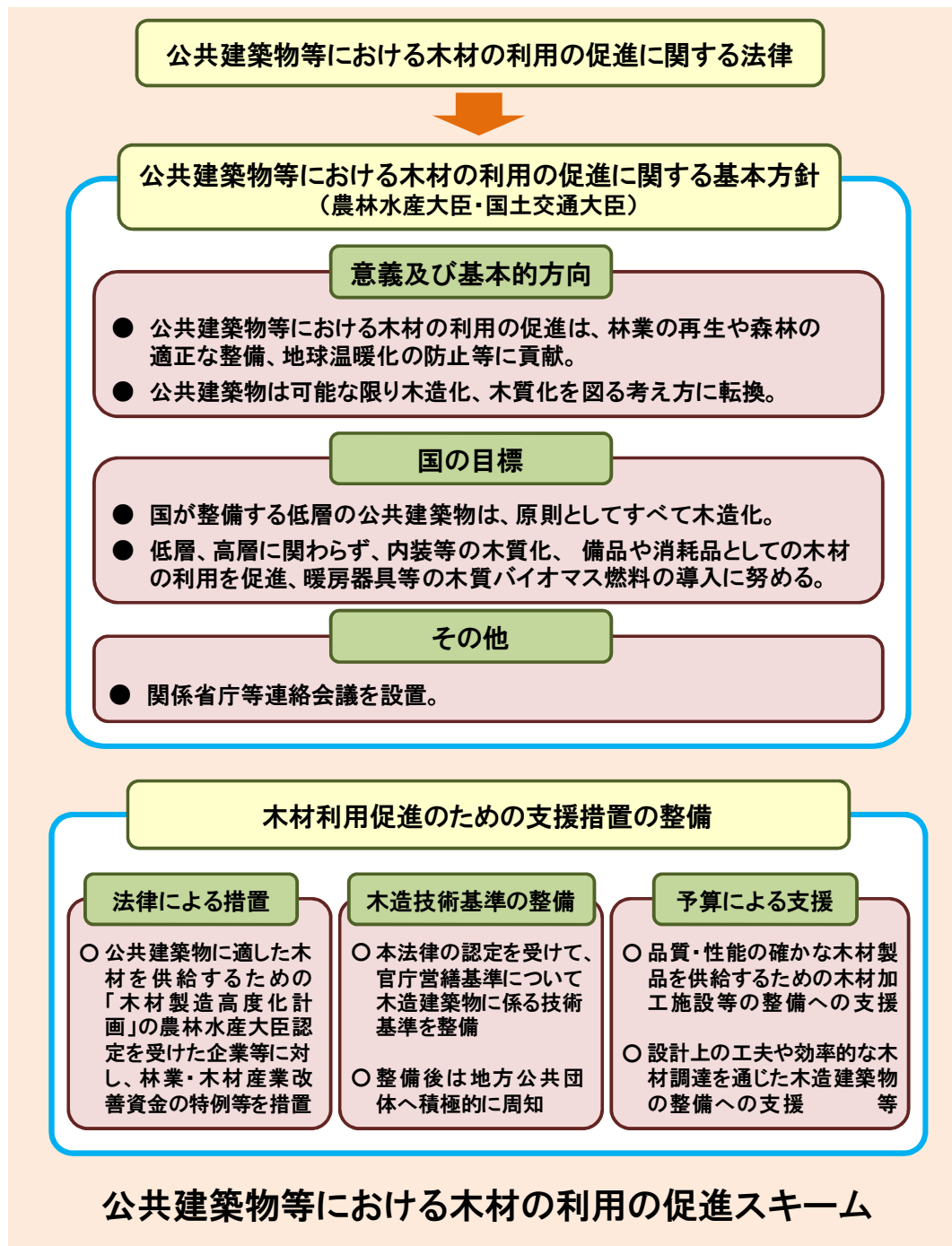
【資料】林野庁「森林・林業再生プラン」

② 公共建築物等木材利用促進法

戦後に植林された森林資源が利用可能な段階を迎えつつある一方、木材の利用は低調であり、木材価格も低迷していることなどから、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

そこで、国産材の需要を拡大し、林業の再生を通じた適正な森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化を図るため、平成22年5月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定されました。

この法律では、潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて、木材利用を促進することとされています。



【資料】林野庁「平成22年度 森林・林業白書」平成23年4月

③ 新しい佐賀の森林づくりビジョン

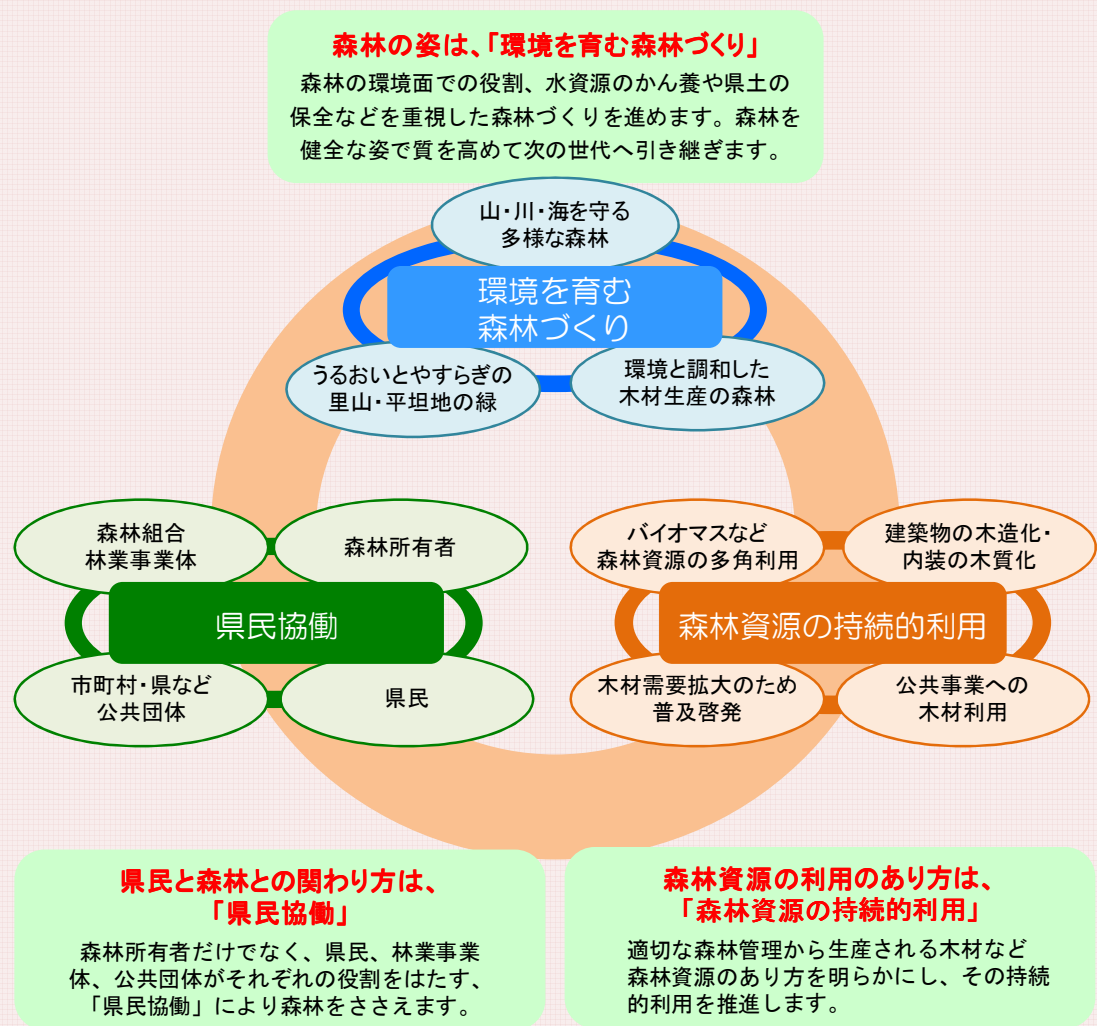
佐賀県では、木材の生産はもとより、森林の有する水源涵養や二酸化炭素吸収など多面的な機能を重視した森林づくりを進めるため、2050年を目標とした森林・林業・木材産業に関する施策の方向を示す「新しい佐賀の森林づくりビジョン」を平成16年2月に策定されています。

取り組み施策の一定の成果や課題が明らかになったことや、国が示した「森林・林業再生プラン」を受けて、平成24年3月に一部見直しが行われています。

この計画では、森林を県民みんなの財産として活かすため、「山・川・海を守る多様な森林づくりの環境を育む森林づくり」を推進し、多様な機能を将来にわたり発揮することとされています。

そして、森林の恩恵を受ける県民がそれぞれの役割を果たし、県民協働による森林づくりを進めること等を目指すこととされています。

「森林は私達みんなの財産」という基本理念のもと、今後の森林づくりのあり方について、「環境を育む森林づくり」・「県民協働」・「森林資源の持続的利用」という3つの基本方向で施策を展開します。



【資料】佐賀県「新しい佐賀の森林づくりビジョン（Ver.2）概要版」平成24年9月

第2節 佐賀市における計画策定の趣旨

本市の森林面積は、17,858haで市の総面積の約42%を占めており、木材生産だけでなく、水資源の涵養、地球温暖化の防止や国土の保全など、多くの公益的機能を有し、安全で快適な市民生活を維持する上で貴重な「みどりの資源」となっています。

本市の森林面積の約8割がスギやヒノキなどの人工林であり、適切な管理が必要です。

そして、長期間にわたる木材価格の低迷等により、森林所有者の林業への関心は低下し、間伐等の十分な手入れが行き届かず、森林の持つ公益的機能を低下させ、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されています。

また、効率的な木材生産に対する取り組み、木材の流通・加工体制の整備や木材利用体制の確保は不十分で、本市における森林・林業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。

このため、「佐賀市森林・林業再生計画」を策定し、適切な維持管理を行い、健全な森林に育てていくとともに木材の安定供給体制の再構築と間伐材利用を促進し、佐賀市における森林・林業の再生を目指します。

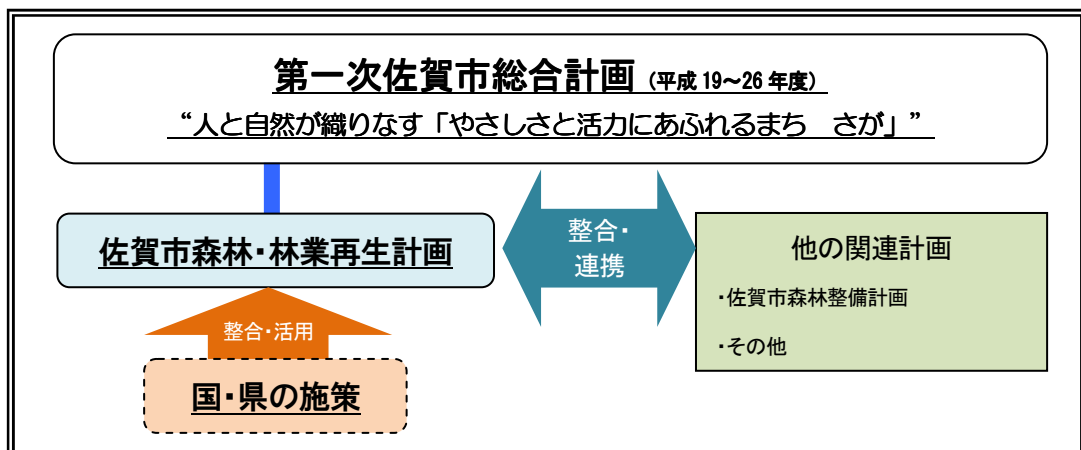
佐賀市の森林は、伐採適齢期にあるにも関わらず、様々な要因により森林整備が遅れ、公益的機能低下や木材利用が進んでいない現状にある。

現状における課題・問題等を解決し、健全な森林保育を行い、本市における木材の安定供給体制の再構築と間伐材利用を促進させ、森林・林業の再生を目指す。

森林・林業の再生を具現化するため、地域の現状を踏まえながら、本市における「森林・林業再生」のための実行計画書を作成する。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、「第一次佐賀市総合計画」において、「佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現」および「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」に示されている施策に基づく計画として位置付けています。また、他の関連計画との整合・連携を図りながら策定します。



第4節 計画の期間

この計画は、平成25年度を初年度とし、平成34年度を目標年度とする10カ年計画です。なお、社会情勢の変化や林家等の意向などに的確に対応するため、計画策定から5年経過する平成29年度に見直しを行うこととします。

第5節 計画策定にあたっての検討内容

本計画では、本市における森林整備の基本方針や森林施業の推進方法（主伐・間伐等）に関する計画書である「佐賀市森林整備計画」に準じ、適正な森林を維持するために欠かせない森林施業や木材の利用拡大について検討しました。

また、計画の策定にあたっては、「森林環境の保全」と「森林・林業の再生」に分けて整理し、「森林・林業の再生」については、木材の「供給」、「流通・加工」、「消費」の3つに区分し、それぞれの取り組みについて現状を調査し、課題・ニーズを抽出し、今後の方向性について検討しました。

■ 森林環境の保全

森林環境の保全に関する検討内容

- ◎ 森林の持つ公益的機能や災害防止等の維持増進について
- ◎ 荒廃した竹林の整備とその利活用について
- ◎ 森林における癒し効果等の新たな魅力づくりについて
- ◎ 里山や中山間地域の活性化や森林ボランティアなどの協働活動の取り組みについて

■ 森林・林業の再生

木材を供給（素材生産）するための検討内容

- ◎ 間伐施業の集約化（団地化）の促進および作業道などの路網整備の加速化について
- ◎ 高性能林業機械の導入による搬出間伐時の作業労力の軽減とコスト削減について
- ◎ 効率的な施業体系を確立するための新たな森林施業への積極的な取り組みについて

※ 森林施業とは、目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

木材を流通・加工するための検討内容

- ◎ 木材の供給量および需要量、需要ニーズに応じた流通、製材、加工体制の強化について
- ◎ 森林組合の既存施設の集約化による効率化とコストの削減効果について
- ◎ 木材の付加価値を向上させるため、ニーズに合わせた建築材や杭木などのA材、B材の増産について
- ◎ 大曲がり材や端材などのC材、D材の未利用材を燃料や製紙用の原料等としての加工・処理について

木材を消費するための検討内容

- ◎ 搬出間伐への転換による木材の供給に合わせた、安定的な需要の確保について
- ◎ 市産材の消費拡大を推進し、新規需要の拡大と販路の確保・開拓の推進について
- ◎ 市の公共建築物の木造化や公共事業での木材利用促進について
- ◎ 燃料や製紙用の原料等としてのバイオマス利用の新規需要の開拓について